

FATF 声明
2013 年 6 月 21 日

(仮訳)

金融活動作業部会 (FATF) は、資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与 (ML/TF) リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を慫慂するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

エクアドル*

エチオピア

インドネシア

ケニア

ミャンマー

パキスタン

サントメ・プリンシペ

シリア

タンザニア

トルコ

ベトナム

イエメン

* この国はFATF声明で特定されて以降、顕著な進展を見せていない。もし当該国が 2013 年 10 月までに顕著な措置を講じない場合には、FATFは全ての加盟国に対し、当該国に関連したリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

FATF に認められたアクションプランの大部分を対処したナイジェリアの進捗に従い、同国は現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されている。

イラン

イランはこれまでにFATFと連携し、近時にFATFに対して資料の提出を行ったにもかかわらず、FATFは、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATFは、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATFは、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATFは、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATFは、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATFは、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2013年10月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

2013年2月以降、DPRKは直接FATFと連携することを継続しており、APG（アジア太平洋FATF型地域体）とも更に連携を行っている。FATFは同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランに関してFATFと合意に至るよう、FATF及びAPGとの連携を強化することを求める。

FATFは、DPRKが資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれが国際金融システムの透明性に対して引き起こす深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATFは、DPRKが資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATFは、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK系企業・

金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言した。2011年2月25日付の要請内容を改めて求める。FATFは、強化された監視に加え、DPRKより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、また、国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

エクアドル

FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATF は、2013 年 9 月までにテロ資金供与対策の改正規定を制定することについての国民議会議長のコミットメントを認める。同国は、FATF 及び GAFISUD と継続して協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、及び④金融セクター監督の協調強化の継続を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行へ取り組むべきである。これらの分野におけるエクアドルの継続した進捗不足を考慮し、もし同国が 2013 年 10 月までに顕著な措置をとらない場合には、FATF は全ての加盟国に対し、同国に関連するリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

エチオピア

エチオピアは、2013 年 1 月に成立した資金洗浄・テロ資金供与対策に係る法律を通じた資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、同国の、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。エチオピアは、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、及び②国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継

続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

インドネシアは、2013年2月に成立したテロ資金供与対策に係る法律を通じたテロ資金供与の適切な犯罪化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、インドネシアの、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行において、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATFは、同国が国際基準を遵守するために、残存する問題に対応することを慫慂する。

ケニア

ケニアは、予防的措置及び監督に係る欠陥に対応する、資金洗浄対策の関連規則及び資金送金規則の発布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、ケニアの、FATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、ミャンマーの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリス

ト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

パキスタン

パキスタンは、国際基準に概ね整合的にテロ資金供与行為を犯罪化するためのテロ対策法の改正を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は、そのアクションプランの完全な履行に十分な進捗を未だ示しておらず、主要なテロ資金供与対策に、ある一定の重大な欠陥が残存している。パキスタンは、テロ資金供与罪、テロリスト資産を特定し凍結することについての国際基準を充たすため、テロ対策法の更なる改正を含む、追加的な措置を講じる必要がある。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペの、FATF 及び GIABA (西アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

シリアの、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対処するために

FATF 及び MENAFATF (中東・北部アフリカ FATF 型地域体) と協働するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、① 国連安保理決議 1373 に基づく義務を履行するための、十分な法令整備及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、及び② 司法共助のための適切な法律・手続の導入を含む、これらの欠陥に対処するためにアクションプランへの取組を継続すべきである。FATF は、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを、同国に対し懇願する。

タンザニア

タンザニアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進捗を示しておらず、テロ資金供与対策において、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行に関してある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATF は同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

トルコ

トルコは、2013 年 2 月のテロ資金供与対策関連法の成立及び 2013 年 5 月の同法を実施するための規則の発布を含む、テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩を見せている。FATF は、同国の国際基準の遵守を改善するこれらの顕著な進歩を歓迎する。しかし、FATF は、この規則の発布は余りに近時に行われたものであるため、FATF は規則を審査しておらず、トルコのテロ資金供与対策の体制における継続的した欠陥に関し、どの程度対応されたかを判定できていない。国際基準の遵守レベルが十分なものとなるよう、トルコは残存する懸案事項を明らかにしなければならない。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

ベトナム

ベトナムは、テロ対策関連法の議会での可決を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において

十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び APG と協働し、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②国際基準に従い法人を刑事責任の対象とすること、及び③国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

イエメン

イエメンは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③特にテロ資金供与に関し、金融機関における疑わしい取引の届出義務の遵守を確保するため、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視・監督能力の発展、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

(以上)